

令和8年度三浦市立三崎中学校プール開放業務委託に関する仕様書

- 1 業務目的 夏季休業の期間における中学校プールの開放を実施するにあたり、監視等の業務を外部委託し、利用者が安全に利用できることを目的とする。
- 2 業務名称 令和8年度三浦市立三崎中学校プール開放業務委託
- 3 業務場所 三浦市三崎町六合 45-1 三浦市立三崎中学校プール（縦 25m 横 15m 深さ 1.2m）
- 4 業務内容

(1) プール開場期間における水質管理、清掃、火元管理及び鍵の開閉業務

※ 文部科学省の「学校環境衛生基準[水泳プールの管理]」に準じて日常の水質管理を行い、管理日誌に、その結果を記録すること。また、下記の内容について、検査及び点検を行い施設の衛生及び安全管理に努めること

管理・日常検査			
項目	内容		頻度
遊離残留塩素濃度	0.4 mg/ℓ以上～1.0 mg/ℓ以下 貯水槽内で均一になるように維持する		開場前に1回 午前1回以上 午後1回以上
pH値	5.8以上～8.6以下		1日1回以上
水温	22度以上であること	水温と気温を足して 50度以上 65度未満 であること	休憩時間毎
気温	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)が発表されていないこと		
外観	浮遊物や沈殿物がないこと。濁りがないこと		随時
循環ろ過ポンプ	学校と協議の上、必要により洗浄(逆洗) ※ろ過ポンプの洗浄を行い、内部に溜まったゴミを取り除くことで、ろ過機能を復活させ、水質を保つ		学校と協議すること(目安:3日に1回)
貯水槽の循環系統及び排水(溝)設備	清掃し、常に清潔にすること		随時
更衣室	消毒・清掃を行い、常に清潔にすること		1日2回以上
プールサイド、便所、その他利用者が利用する施設	清掃し、常に清潔にするとともに、不良箇所がないかを確認し、使用に適する状態に維持すること		1日1回以上
排(環)水口の蓋等	目視のみによる確認ではなく、触診及び打診等により、蓋等の欠損・変形・ボルト等の固定部品や吸い込み防止金具の欠落・破損等がないかを確認する		常時

(2) プール利用者の監視及び緊急時の対応

ア 警備業法に基づいた適正な安全管理を徹底すること

イ 下記の行為については禁止の周知及び監視を行うこと

(ア) ガラス類（シュノーケル等）の場内持ち込み

(イ) 飛び込み、潜水行為

(ウ) 水分補給以外での飲食及び水中での水分補給

(エ) 喫煙

(オ) 体温が 37.5 度以上ある方や体調がすぐれない方の入場

(カ) 酒気帯び、伝染病感染者の入場

(キ) おむつ（水着用のおむつも含む）の取れていないお子様の入水

(ク) 水着やラッシュガード以外を着用しての入水を禁止

(ケ) その他、危険行為をする者や危険物を持ち込む者の入場

ウ 下記の行為については注意喚起及び監視を行うこと

(ア) 貴重品は自己管理を行っていただくこと

(イ) 小学生未満のお子様は保護者が一緒に入水すること

(ウ) 小学校 3 年生以下のお子様は保護者が同伴すること

(エ) 時計などのアクセサリ類やメガネは外して入水すること

(オ) 入れ墨やタトゥーはテーピングやラッシュガード等で隠すこと

(カ) ごみは各自で持ち帰ること

エ 利用者がケガをしたときは、軽度なものであれば受注者が用意した応急手当用品で対応し、重度なものであれば応急処置をし、救急車の出動を要請するとともに、直ちに発注者へ連絡すること

オ 雷が発生したときは、直ちに水浴を中止し、安全な場所に避難させること

カ 地震が発生したときは、直ちに水浴を中止し、完全に揺れが収まってから再開すること  
(再開する際には、機械等の異常を確認すること)

キ 天候の状況その他特別な事情により、開場等の判断が困難なときは発注者が判断を行う。

(3) 受付業務

ア 団体開放

(ア) 発注者が事前に予約を受付けした団体が来場した際、「団体利用受付名簿」に記載漏れ等が無いことを確認の上、受領し、入場させること

(イ) 団体が利用している間は、当該利用団体以外の者を入場させないこと

イ 一般開放

(ア) 利用者受付名簿（様式 2）を作成すること

(イ) 時間ごとに利用者の集計を行うこと

(ウ) 忘れ物等については、忘れ物管理簿を作成し責任をもって管理し、届け出があった場合は、慎重に確認してから引き渡すこと

(4) その他

ア 「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」別表第 2 の 2 プールの管理運営の基準をもとに安全管理を施し運営を行うこと

イ (公財) 日本水泳連盟及び (公財) 日本スポーツ協会の示す指針等に準じて熱中症対策を講じること

## 5 業務仕様

- (1) 業務期間 令和8年8月1日(土)～令和8年8月15日(土)
- (2) 業務時間 8時00分から16時30分まで
- (3) 施設開放時間 午前の部 9時00分から12時00分まで  
午後の部 13時00分から16時00分まで  
※毎時間10分の休憩時間を設けること  
ただし、水温+気温が65度以上の時は、30分毎に5～10分程度の休憩時間を設けること
- (4) 人員配置
  - ア 責任者 終日1名
  - イ 監視員 9:00～16:00 2名以上※ 責任者は、監視員を兼ねることができる。
- (5) 資格  
監視員に必要とされる資格及び救急法等の知識を有する者
- (6) 指導及び監督  
受注者は業務の実施に際しては、監視員等に対し救命講習及び安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めること
- (7) 上記(1)の業務期間中、プール開放を休止して、次に掲げる作業日程を設けること
  - ア 開放初日準備(業務初日:8月1日午前)
    - (ア) 場内清掃
    - (イ) 各種機器の動作確認
  - イ 閉場片付け作業(業務最終日:8月15日午後)
    - (ア) 業務で使用した資材等を片付け、場内を原状回復すること
- (8) 上記(7)のほか、次項「6 特記事項」(1)のア～キに該当し、休場する場合には、場内の安全管理を徹底するとともに、休場の事実を知らずに来場した者に対する案内をすること
- (9) 業務期間中、保健所職員による現地確認が実施される際は、市職員と共に誠実に対応すること

## 6 特記事項

- (1) 次の場合は休場とする。
  - ア 気温が22度に満たないとき
  - イ 水温と気温を足して50度に満たないとき
  - ウ 天候不良等によりプール内外での業務が困難なとき
  - エ 光化学スモッグ警報が発令されたとき
  - オ その他プール開放が困難と判断されたとき
  - カ 神奈川県に「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が発表されたとき
  - キ プールの維持管理に必要な作業を実施する場合で発注者が必要であると認めたとき
- (2) 上限人数
  - ア 遊泳者の上限人数は各部(午前・午後)とも60名とする。

イ 上限人数に達した時点でその部の受付は終了とする（上限人数に達した後、途中退場者がいた場合であっても、新たな受付は原則行わないものとする。ただし、責任者が安全管理上問題ないと判断したときは、この限りではない。）。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者及び受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

## 7 提出書類及び報告書

(1) 受注者は次に掲げる書類を契約締結前に発注者へ提出すること

ア 組織図及び連絡網

イ 監視員名簿

ウ 警備業法第5条の規定により公安委員会から交付された認定書

エ スポーツ施設管理士等資格証明書

オ プール管理運営計画表（シフト表など）

(2) 受注者は次に掲げる書類を業務期間終了後速やかに業務完成届とともに発注者へ提出すること

ア 管理日誌（様式1）

イ 利用者受付名簿（様式2）

ウ 施設チェックリスト（様式3）

エ 忘れ物管理簿（任意様式）

オ プール管理運営実績表（シフト表など）

## 8 その他

(1) 次に掲げる物品等については、受注者の負担とする。

ア 水質管理に必要な薬品（水質検査薬を含む）

イ 水質管理に必要な器具（残留塩素測定器、ネット等）

ウ 監視備品（帽子、ホイッスル、Tシャツ、メガホン等）

エ 救急用具（救命用具、応急手当用品）

オ トイレ清掃用のブラシ及び芳香剤

カ 感染防止対策に必要な備品（消毒剤や体温測定器等）

キ 業務を行う上で生じた廃棄物の処理に係る費用及び袋

ク 熱中症対策に必要な備品（日除けタープ（1.8m×1.8mサイズ以上のもの）等）

ケ その他業務を行う上で必要と思われるもの。

(2) 次に掲げる物品については、発注者で用意する。

ア 監視台（屋根なし）

イ 更衣室用ジョイントマット

ウ 1人用机（受付用）

エ AED

以上